

# 島根県再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、水素等の再生可能エネルギー熱利用等の導入を促進するため、県内において家庭用燃料電池を導入する者に対し、その導入に要する経費に充てるため予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用燃料電池 都市ガスやLPガス等から燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させることで電力及び熱に変換する設備
- (2) リース リース会社に物件の所有権があり、使用者に一定期間賃貸する契約形態

## (交付対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者であって、県内において第5条に規定する事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 県内に居住する個人又は県内に有人の事業所を設置している法人
- (2) リース又はこれに類する契約形態（以下「リース等」という。）により補助対象設備の貸付を行う法人

## (補助対象設備)

第4条 補助金交付の対象となる家庭用燃料電池は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 一般社団法人燃料電池普及促進協会が事前に指定する機器であること。
- (2) 設置前において使用に供されていないものであること。

(交付対象事業及び交付金額)

第5条 補助金交付の対象となる事業、補助対象経費及び交付金額は、次表のとおりとする。

交付対象事業	補助対象経費	交付金額
第3条第1号に掲げる者の住宅又は事業所に補助対象設備を設置する事業	機器費（家庭用燃料電池システム（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）本体及び付属品に係る購入費用）及び工事費（配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随するその他工事費用）	1件当たり10万円（補助対象経費が10万円未満の場合は、その金額）以内の額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者（リース等により補助対象設備を設置する場合を除く。）は、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金交付申請書」（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 住所確認書類（法人にあつては、定款又はこれに類する規約等）
- (2) 補助対象設備設置予定箇所の現況写真（設置箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 事業に要する経費の内訳が記載された見積書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする事業者（リース等により補助対象設備を設置する場合に限る。）は、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、所有者であるリース等を行う事業者と補助対象設備の使用人が共同で申請を行わなければならない。

- (1) 補助対象設備の使用者の住所確認書類（法人にあつては、定款又はこれに類する規約等）
- (2) 補助対象設備設置予定箇所の現況写真（設置箇所が確認できるように、2方向から撮影したもの）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれる場合は、第1項又は第2項の申請書を提出するにあたって、

当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第7条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により申請のあった事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた事業（以下「補助事業」という。）は、当該交付決定後に着手（請負業者等との契約締結を含む。）し、当該交付決定を受けた年度内に完了しなければならない。

（変更承認申請）

第8条 交付決定を受けた交付対象事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、やむを得ず事業計画を変更、中止又は廃止するときは、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第3号。以下「変更等承認申請書」という。）に第6条第1項第1号から第5号までに掲げる書類又は同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類を必要に応じて添付の上、知事に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合を除く。

（1）交付目的に変更をもたらすものではない、事業実施内容の細部の変更

（2）交付金事業の補助対象経費から補助金、負担金及びその他の収入を控除した額の30パーセント未満の変更

2 知事は、変更等承認申請書の提出があったときは、審査の結果を様式第4号により交付決定事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定事業者（第6条第1項の規定により申請した者に限る。）は、補助対象設備の設置が完了した場合、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金実績報告書」（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する経費が記載された契約書及び内訳書の写し
- (2) 事業に要した経費に係る支出についての証拠書類の写し(振込明細書、領収書等)
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真（設置状態、製造番号等が確認できるもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 交付決定事業者（第6条第2項の規定により申請した者に限る。）は、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) リース契約書等
- (2) リース料等から補助金相当額が減額されていることを証明する書類
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真（設置状態、製造番号等が確認できるもの）
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後30日を経過した日又は4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定及び返還)

第10条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者の様式第6号により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条第1項の規定により補助金の額の確定通知をした後に当該補助金を支払うものとする。ただし、概算払を受けようとする場合は、交付決定事業者は、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金支払請求

書」(様式第7号。以下「請求書」という。)により知事に提出するものとする。

- 2 知事は、請求書を受理したときは、交付決定事業者に速やかに支払うものとする。

#### (消費税及び地方消費税の取扱い)

第12条 第6条第3項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を控除しないで補助金の交付の申請をした交付決定事業者は、第9条の規程による実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

- 2 第6条第3項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を控除しないで交付の申請をした交付決定事業者が実績報告をする場合において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした交付決定事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書」(様式第8号)により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### (実施状況報告)

第13条 交付決定事業者は、補助対象設備の設置後1年間、その事業実施状況について、「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金事業実施状況報告書」(様式第9号)を提出しなければならない。

#### (財産処分の制限等)

第14条 規則第13条第2項の規程により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定によるものとする。

- 2 交付決定事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ「再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業補助金に係る財産処分承認申請書」(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が500千円未満のものについてはこの限りでない。

3 知事は、前項の承認をした交付決定事業者に対し、当該承認に係る処分をしたことにより、収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の整備等)

第15条 交付決定事業者は、補助事業に係る支出等についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から法定耐用年数が満了するまでの間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年7月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年6月7日から施行する。